

改正放送法の施行に伴う省令改正案等に対する意見

| 省令案 ガイドライン案 | ページ 番号 | 該当箇所 | 意見 |
|--|-----------|---|--|
| 制度整備全体 | | | <ul style="list-style-type: none"> 改正放送法は、地域の人口の著しい減少その他の理由により、中継地上基幹放送局をやむを得ず廃止することを想定し、視聴継続措置の努力義務とその公表について規定しています。地上テレビ放送の放送ネットワーク維持が喫緊の課題であるため、今回、地上テレビ放送に主眼を置いて放送法施行規則の改正とガイドラインの策定を行い、地上テレビ放送のブロードバンド代替等を経営の選択肢に加えることについて基本的に賛成します。 一方、ラジオ放送については、先行して実施している「AM局の運用休止に係る特例措置」との整合性を保つに留まっており、さらなる検討や措置が必要です。総務省はラジオ放送事業者の意見を汲み上げたうえで、今後の制度整備に反映していただくよう、強く要望します。 |
| 放送法施行規則及び一般放送の設備及び業務に関する届出の特例を定める省令の一部を改正する省令案 | 18頁 | 別表第21号の5 | <ul style="list-style-type: none"> 民放連は「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第29回会合(2024年8月19日開催)において、「ラジオ中継局のIPユニキャスト(radikoを含む)による代替についても、経営の選択肢を拡げるため、radikoの普及などラジオ特有の事情も踏まえ、コスト面での実現可能性を十分考慮に入れて、検討いただきたい」と要望しました。 総務省において検討を進め、ラジオ中継局を廃止する際の代替的視聴手段として、radiko等のIPユニキャスト配信を追加するよう要望します。 |
| 地上基幹放送の中継局を廃止する際の視聴継続措置の実施及び公表義務に関する望ましい対応についてのガイドライン案 | 5頁 | (2) 法律条文解説 ④「当該中継地上基幹放送局を用いた基幹放送を受信できなくなる地域」 | <ul style="list-style-type: none"> 各中継局の放送区域と基幹放送を受信できなくなる地域は必ずしも一致しないことから、適切に視聴継続措置を実施するためには、必要に応じて中継局を廃止する地上基幹放送事業者は中継局を廃止した場合の影響を把握するよう努める必要がある旨を解説していますが、地上基幹放送事業者だけでなく、総務省も連携して把握に努めることが必要です。 |
| | 9頁 | (7) 地上テレビジョン放送を配信サービスによって代替する場合について | <ul style="list-style-type: none"> 放送法施行規則別表第21号の5に規定する地域限定同時配信について、「基幹放送と同等の役務を視聴者に提供するものと認められ、地上基幹放送事業者の責任の下で安定的かつ継続的に提供される受容性のある代替的視聴手段であると判断できる」と明確に規定したことはきわめて重要です。 その要件のひとつとして「これまで視聴していた受信者に対し、追加的な費用を転嫁しないこと(受信者から追加的な視聴 |

| | | | |
|--|-----|---------------------------------|---|
| | | | <p>の対価を徴収しないこと)」としていますが、初期費用と月額利用料のうち、後者は一律に追加的な費用とみなすべきではありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域限定同時配信の趣旨を放送番組の権利者や地域住民に理解いただくにあたり、総務省の役割はきわめて重要です。▽放送事業者と権利者との間で解釈のずれがあり、民間での処理が困難となるような場合には、関係省庁が連携して適切に仲介し解決に尽力すること、▽地域住民への説明には、総務省が積極的に協力すること——を強く要望します。 |
| | 10頁 | (8) 地上ラジオ放送について ①中波放送 (AM放送) | <ul style="list-style-type: none"> 「AM局の運用休止に係る特例措置」の適用を受けて検証を行った場合は、視聴継続措置の実施についての公表を継続すべき期間 (1年間) の短縮を可能としたことは妥当です。 |
| | 11頁 | ②その他ラジオ放送の取扱い等 | <ul style="list-style-type: none"> ▽FM放送及び短波放送の中継局を廃止する場合には本制度の適用を受ける、▽radiko等のラジオ番組のインターネット配信が本制度の視聴継続措置として提供される代替的手段になり得るかについては、(中略) FM転換を可能とする制度整備の際に措置する——との記載はたいへん重要です。 ラジオ放送の視聴継続措置の実施および公表については、ラジオ各社の過度の負担とならないよう、地域ごとの事情や経営体力に配慮した形で、あらためてガイドラインの整備を行うことが必要です。 総務省はラジオ各社の意見や個別の事情を丁寧に汲み上げたうえで、できるだけ早期にラジオ放送の取扱いを具体化するよう要望します。 |